

一般社団法人三重県作業療法士会

社員総会規則

平成24年10月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人三重県作業療法士会の社員総会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 招集の手続等

(招集の手続)

第2条 社員総会を招集する場合は、代表理事は理事会の決議によって(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法とする)第37条2項により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員が)次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 解散、合併及び残余財産の処分

(招集の通知)

第3条 社員総会を招集する場合は、代表理事(法人法第37条2項により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員)は社員総会の開催日の1週間前までに、社員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、出欠通知及び委任状並びに議決権行使書その他必要な書類を同封しなければならない。

第3章 開催及び進行

(社員総会運営委員会)

第4条 社員総会の開催にあたっては、その準備及び議事運営のために事務局内に社員総会運営委員会を置き、その委員長は事務局長をもって充てる。

2 前項の委員会には、社員総会の準備及び議事運営に必要な人数の委員を、委員長が正会員の中から選任して配置する。

3 社員総会運営委員会は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 出席社員を収容することが可能な会場の設営
- (2) 出席社員の資格の確認
- (3) 出席社員数の確認
- (4) 委任状の管理
- (5) 定足数の報告
- (6) その他社員総会の運営に関わること

(社員等の出席)

第5条 社員総会に出席する社員は、会場の受付において、その資格を明らかにしなければならない。

2 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

(議長)

第6条 議長は、社員総会に出席した社員の中から1名を選出する。

2 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 定款第11条における会員資格の喪失が判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 社員総会の秩序を乱した者

4 議長は、議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回又は中止をさせることができる。

(副議長)

第7条 副議長は、社員総会に出席した社員の中から1名を選出する。

2 副議長は、議長を補佐し、必要な場合は議長の役割を代行する。

(定足数の確認)

第 8 条 定足数は、定款第 20 条に基づく。

- 2 議長は、社員総会の開会に際し、第 4 条に基づき配置した社員総会運営委員会に出席者数を確認させる。
- 3 定足数とその充足の報告は、議長の指示のもと、社員総会運営委員長が行う。

(議題の付議の宣言)

第 9 条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(議題の審議)

第 10 条 議題について発言があるときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(動議)

第 11 条 社員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき場合は採決を行うことなく直ちに却下することができる。

(決議)

第 12 条 決議は、定款第 21 条に基づく。

- 2 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、決議を行う。
- 3 決議の順序は、議長がこれを決め、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

(決議の方法)

第 13 条 決議の方法は、次のものとし、議長が賛否の確認の容易な方法を選択する。

- (1) 拍手
- (2) 挙手

- (3) 起立
- (4) 投票
- (5) 書面決議

(決議結果の宣言)

第 14 条 議長は、決議が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(選挙の執行)

第 15 条 社員総会において役員選出の選挙を行う場合、その選挙は「選挙の管理・運営に関する手引き」に基づいて執行する。

(議事録)

第 16 条 議事録は、法人法第 57 条に基づく。

- 2 議長は、議事録の書記を事務局に任命することができる。
- 3 議長は、社員総会に出席した理事の中から議事録署名人を指名する。

(傍聴)

第 17 条 賛助会員は社員総会の傍聴ができる。

- 2 傍聴を希望する者は必要な手続きにより、予め申し込みをしなければならない。

(会議運営の手引き)

第 18 条 社員総会の議事運営を円滑に行うために、別に「会議運営の手引き」を定める。

第 4 章 雑 則

(規則の変更)

第 19 条 この規則は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- 1. この規則は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。